

# 令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：山梨県警察本部

令和8年6月30日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.2 %
全職員	73.6 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	91.4 %
本庁課長補佐相当職	91.0 %
本庁係長相当職	90.2 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7 %
31～35年	93.6 %
26～30年	89.9 %
21～25年	85.5 %
16～20年	81.0 %
11～15年	79.6 %
6～10年	90.5 %
1～5年	91.7 %

## 【説明欄】

### 任期の定めのない常勤職員

- ・ 本庁部局長・次長相当職については、女性の職員が存在しない。
- ・ 給料が高い本庁係長相当職以上の職員の割合が男性の方が高い。  
※ 各性別の常勤職員に占める本庁係長相当職以上の職員の割合は、男性43.8%、女性27.0%
- ・ 扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に対して支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は97.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は78.1%である。
- ・ 給与が低い勤続年数が5年未満の職員の割合が女性の方が高い。  
※ 各性別の常勤職員に占める勤続年数5年未満の職員の割合は、男性12.5%、女性33.3%

### 任期の定めのない常勤職員以外（再任用職員、会計年度任用職員）

- ・ 相対的に給与が高い再任用職員及び資格経験職の会計年度任用職員の割合が男性の方が高い一方、相対的に給与が低い資格経験職以外の会計年度職員の割合は女性の方が高い。  
※ 各性別の常勤職員以外に占める再任用職員及び資格経験職の会計年度任用職員の割合は、男性85.1%、女性12.5%。資格経験職以外の会計年度任用職員の割合は、男性14.9%、女性87.5%。

### 全職員

- ・ 相対的に給与が高い常勤職員と相対的に給与が低い常勤職員以外の割合について、男性では大きな差がある一方、女性では差が少ない。このため、男女の給与の差が大きくなる。  
※ 各性別の全職員に占める常勤職員の割合は、男性92.0%、女性75.4%。  
常勤職員以外の割合は、男性8.0%、女性24.6%。